

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600032号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA歯科医院(現在は、B歯科医院。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年4月1日から平成3年1月21日まで

請求期間にB歯科医院に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同時期に勤務していた妻には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、入社時の説明会にて、社会保険料が給与から控除される旨の説明を受けた記憶もあるため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、胸章、名刺及び写真並びに雇用保険の加入記録により、請求期間当時に請求者がB歯科医院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B歯科医院については、事業所番号等索引簿により昭和62年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日より前は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、請求者から提出された預金通帳を検証したものの、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できないほか、B歯科医院の請求期間に係る被保険者縦覧照会回答票に請求者及び請求者が記憶している同僚の歯科技工士の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、事業主及び請求期間当時のB歯科医院に勤務していた複数の同僚に照会したが、請求者の厚生年金保険への加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる回答を得ることはできないほか、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたとするC市からも請求期間当時の請求者に係る社会保険料額等の情報を得ることができない。

なお、オンライン記録により請求者の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、請求期間の一部の期間については、国民年金保険料を納付した記録となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関

連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。